

福山市貸切バス旅行商品造成支援事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等により経営に大きな影響が出ている市内の貸切バス事業者への支援として、福山市内のバス事業者を利用する貸切バスツアーにおける経費の一部を助成することにより、事業継続支援と団体旅行の消費喚起及び推進を図る。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者のうち、第1種旅行業務、第2種旅行業務、第3種旅行業務又は地域限定旅行業務のいずれかを営む者とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号に掲げる条件を全て満たす受注型企画旅行及び募集型企画旅行（以下「助成対象事業」という。）であるものとする。

- (1) バスの乗車地、あるいは下車地が福山市内とした行程であるもの。
- (2) 市内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の保有する貸切バス車両を利用するもの。
- (3) 利用する貸切バス車両は、市内の営業所から出庫するもの。
- (4) 学校行事又は教育旅行でないもの。
- (5) 2024年（令和6年）1月19日（金）以降に貸切バスが手配されたもの。
- (6) 募集型企画旅行においては、申請時点で催行が決定しているもの。

2 助成対象事業は、2024年（令和6年）3月20日（水）までに出発するもの。

(助成額)

第4条 助成金の額は、助成対象事業の実施に要する貸切バス運賃（消費税及び地方消費税を除いた額）に1/2を乗じた金額とする。

ただし、1台当たり1日ごとに5万円を上限とし、1千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる必要書類を添えて、指定する期日までに福山観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 旅行業法第3条の登録を受けた旅行者であることを証する書類の写し（有効期間内のもの）

- (2) 各出発日ごとの運送引受書又は貸切バス運賃に関する見積書等の写し（車両の乗車定員及び乗車予定人員が分かるもの）
- (3) 事業内容が分かる資料（参加人数や行程の内容が分かるもの）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他会長が必要と認める書類

2 交付申請者は、2回目以降の助成金の交付の申請に際し、前項第1号に規定する必要書類の一部を省略することができる。ただし、旅行の催行日において旅行業法第3条の登録が有効な旅行者に限る。

（助成金の交付決定）

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、予算の範囲内において助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 会長は、交付決定したときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 会長は、福山市及び旅行商品の出発地・目的地における感染症等の状況により、不交付の決定又は必要な条件を付すことができる。

（事業の変更・中止等）

第7条 交付申請者は、事業の内容を変更する場合又は旅行を中止する場合は、速やかに変更・中止承認申請書（様式第4号）を提出するものとする。

（変更交付決定）

第8条 会長は、前条の事業計画変更承認申請書の提出があったときには、その内容を審査し、相当と認めた場合は、助成金の交付決定の内容の変更をするものとする。

2 会長は、変更交付決定をしたときは、速やかに交付決定変更通知書（様式第5号）により助成対象事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第9条 会長の求めがあったときは、助成対象事業者は、助成事業の遂行状況を会長に報告しなければならない。

2 交付申請者は、助成対象事業におけるツアーの一部又は全部が中止した場合には、速やかに会長に報告しなければならない。

（実績報告書及び助成金請求）

第10条 助成対象事業者は、助成対象事業を完了して30日後又は2024年（令和6年）3月29日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書兼請求書（様式第6号）及び次の各号に掲げる必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 運行証明書（様式第7号）
- (2) 貸切バス運賃に関する領収書などの写し

- (3) 事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料（参加人数や行程の内容が分かるもの）
- (4) その他会長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第11条 会長は、前条の実績報告書兼請求書を審査し、適当と認めたときは助成金の額を確定し、速やかに確定通知書（様式第8号）により通知するとともに助成金を交付する。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定取消通知書（様式第9号）交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) 福山市及び旅行商品の出発地・目的地において、行政機関等から移動の自粛要請等があったとき。
- (2) 助成対象事業者が偽りその他不正により助成金の交付を受けたとき。

（関係書類の整備）

第13条 助成対象事業者は、助成対象事業の催行に係る証拠書類を助成対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めのない事項は、その都度会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）1月19日から施行する。